

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第6部門第2区分
【発行日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【公表番号】特表2001-512242(P2001-512242A)
【公表日】平成13年8月21日(2001.8.21)
【出願番号】特願2000-505531(P2000-505531)
【国際特許分類第7版】

G 0 2 B 5/12

C 0 9 D 163/00

C 0 9 D 171/02

【F I】

G 0 2 B 5/12

C 0 9 D 163/00

C 0 9 D 171/02

【手続補正書】

【提出日】平成16年11月30日(2004.11.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】再帰反射層と、エポキシ樹脂およびケイ素含有架橋性末端官能基を有するポリマーを含有する成分から形成され、該再帰反射層が上に配置されるバインダ層とを具備する再帰反射物品。

【請求項2】100回の洗いサイクル後も、その再帰反射される明るさの少なくとも50%を保持する耐洗濯性を有する請求項1に記載の再帰反射物品。

【請求項3】U.S. Test Method Standard 191A、Method 5306による100回の磨耗サイクル後も、その再帰反射される明るさの少なくとも60%を保持する耐磨耗性を有する請求項2に記載の再帰反射物品。

【請求項4】前記ポリマーが、アルコキシシランを末端に有し、前記バインダ層の形成に用いられる成分の主要部分を構成する請求項1に記載の再帰反射物品。

【請求項5】請求項1に記載の再帰反射物品を、外面に固定して具備する衣料物品。

【請求項6】硬化されたエポキシ領域とシリコーン結合により架橋された架橋ポリマー領域とを具備するバインダ層内に部分的に埋設された再帰反射素子を具備する再帰反射物品。

【請求項7】前記架橋されたポリマー領域が主領域である請求項6に記載の物品。

【請求項8】前記シリコーン結合がポリアルキルオキシ鎖を結合する請求項7に記載の物品。

【請求項9】前記バインダ層は破断前の伸び率が少なくとも400%である請求項6に記載の再帰反射物品。

【請求項10】エポキシ樹脂約5～約40部とアルコキシシラン末端ポリマー約60～約95部とを含有するプリバインダ組成物を再帰反射層上に適用する工程と、次いで該プリバインダ組成物を硬化して、該再帰反射層に接着されたバインダ層を形成する工程とを含む再帰反射物品の製造方法。